

尼崎市一般廃棄物処理基本計画

ページ番号1008105

更新日 令和3年5月1日

一般廃棄物処理基本計画は、ごみの収集、運搬や処分について適正に行うことや、ごみの減量・リサイクルの取組を定めた計画であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、その策定が市に義務付けられています。

平成23年3月に定めた「尼崎市一般廃棄物処理基本計画」が令和2年度で目標年度を迎えたことから、廃棄物を取り巻く社会情勢の変化や、本市のごみ処理状況等を踏まえた改定を行い、計画期間を令和3年度から令和12年度とする新たな計画を策定しました。

なお、本計画は、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく「尼崎市食品ロス削減推進計画」としても位置付けています。

尼崎市一般廃棄物処理基本計画

削減目標

令和12年度の焼却対象ごみ量（焼却工場で処理するごみ量）を令和元年度比で11%（14,540t）削減

家庭での目標 令和12年度の1人1日あたりの燃やすごみ量を令和元年度比で10%（47g）削減

事業所などでの目標 令和12年度の事業系ごみ量を令和元年度比で10%（5,113t）削減

基本理念

大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活は、わたしたちの生活を豊かにした一方で、天然資源の枯渇や地球温暖化の進行など、地球規模の大きな環境問題を引き起こしました。このような社会を見直すため、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の徹底により環境負荷を低減する循環型社会への転換に向けた動きが加速しています。

循環型社会の形成に向けては、まずは市民・事業者一人一人が「もったいない」精神のもと日常生活や事業活動の中でどれだけの資源を使って捨てているか、それに伴いどれだけのコストをかけているのかを考え、ごみの発生抑制や資源循環に係る視点を日常生活や事業活動に取り入れ、取り組むことが大切です。

そこで、本計画では、「みんなで広げる『もったいない！あまがさき』」を基本理念として掲げ、「もったいない」を合言葉にした4つの視点からの取組を、市民・事業者・行政全ての主体がそれぞれの役割分担のもと進めていくことで、持続可能な循環型社会の形成を目指します。

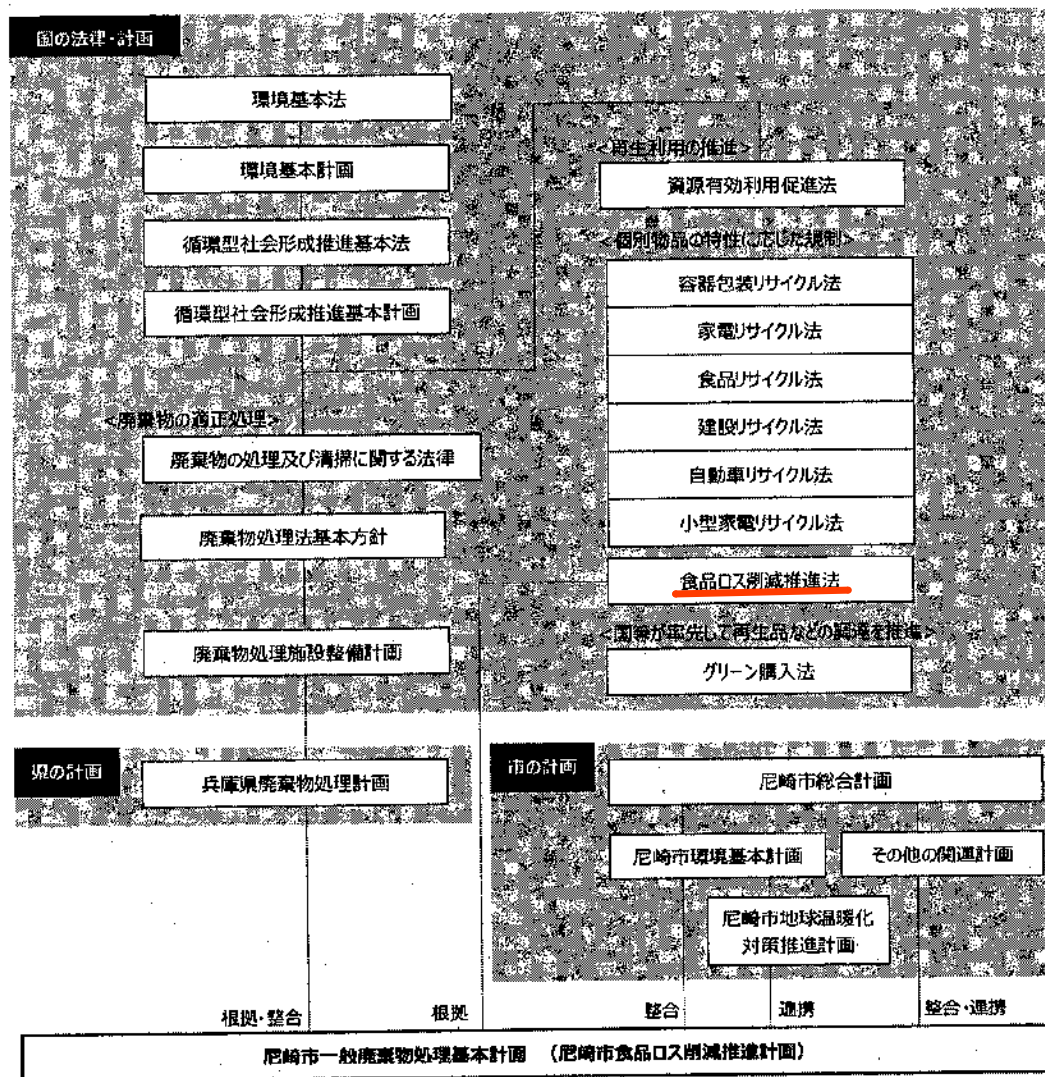
「もったいない」を合言葉にした4つの視点

視点1 ごみになるのにもったいない！

2 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づく法定計画であり、関係法令、国や県の計画を踏まえ、長期的・総合的視点から、ごみの発生抑制及びその発生から最終処分に至るまでの適正な処理を進めるための基本的な方針、目標及び施策を定めるもので、「食品ロスの削減の推進に関する法律」第13条第1項の規定に基づく「食品ロス削減推進計画」としても位置付けるものとします。

また、本計画は、本市の最上位計画である「尼崎市総合計画」の施策の1つである「環境と共生する持続可能なまち」の実現や環境政策の総合的な計画である「尼崎市環境基本計画」の個別計画として策定します。そして、循環型社会の形成だけでなく、脱炭素社会の実現に向けて「尼崎市地球温暖化対策推進計画」と連携を図るとともに、環境政策以外の他の計画とも整合・連携を図り、尼崎市の廃棄物行政を推進していきます。



※ごみ処理基本計画策定指針（平成28年8月）をもとに作成

図1 本計画の位置付け